

# 社会福祉士養成における余暇およびレクリエーション教育のあり方

## ～シラバス作成のための基礎的検討～

岡本浄実\*, 新井野洋一\*\*

### The state of the leisure and recreation education for training a social worker ～Fundamental examination for building a lecture syllabus～

【キーワード】社会福祉士養成、余暇、レクリエーション、講義シラバス

#### I 社会福祉士の教育課程における余暇およびレクリエーションの記述

わが国の社会福祉に関わる専門職は、表1. に示したように多種多様である。社会福祉士は、1987（昭和62）年に施行された「社会福祉士・介護福祉士法」に基づく社会福祉固有の専

門職のひとつである。社会福祉士は、専門知識及び技術津をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助（相談業務）を行う職業<sup>1)</sup>である。

社会福祉士の資格を取得するには、図1. のような方法があり社会福祉士養成課程での学習と社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和

表1 社会福祉関係の専門職員一覧

	社会福祉固有の専門職員	その他の専門職員
福祉事務所	社会福祉主事（現業員・査察指導員）、身体障害者福祉司、精神薄弱者福祉司、母子相談員、家庭相談員、家庭児童指導主事、老人福祉指導主事、心身障害児ホームヘルパー（訪問介護員）、身体障害者ホームヘルパー（訪問介護員）、老人ホームヘルパー（訪問介護員）	医師（委託）
その他の相談所 注)	児童福祉司、身体障害者福祉司、精神薄弱者福祉司、心理判定員、職能指導員、理学療法士、作業療法士、その他のセラピスト、婦人相談員	医師、看護師、保健婦
社会福祉施設	生活指導員、児童指導員、母子指導員、教護、教母、保母、寮母、介護福祉士、児童厚生員、職業指導員、作業指導員、職能訓練担当職員、言語機能訓練担当職員、理学療法士、作業療法士、心理療法担当職員、機能回復訓練指導員、職能判定員、職能訓練士、ケースワーカー、機能回復訓練指導員、職能判定員、社会福祉士、地域福祉活動指導員	医師、保健婦、看護師、助産婦、栄養士、調理師、あんま・マッサージ師、指圧師
医療保険施設	医療ソーシャルワーカー（MSW）、精神保健相談指導員（PSW）	医師、看護師、各種技師等
社会福祉協議会	企画指導員、福祉活動指導員、福祉活動専門員、地域施設経営指導員、地域福祉活動コーディネーター	

注) 児童相談所（一時保護所を除く）、身体障害者厚生相談所、精神薄弱者相談所、婦人相談所

参考資料：西野孝：「社会福祉の担い手（私たちの生活と福祉：福田志津絵・古橋エツコ）」、p.145、ミネルヴァ書房、1996年をもとに山田美津子：「社会福祉従事者の職種（現代の社会福祉：山田美津子）」、pp.165～166、日本小児医事出版社、1996年を加筆した。

\* 愛知新城大谷短期大学講師

\*\* 愛知大学経済学部教授

62年厚生省省令49号)法第7条に第4号の厚生労働省省令で定める施設における実務によって要件を満たし、表2.に示す13科目の修得を経て、社会福祉士国家試験をクリアしなければならない。なお、社会福祉士養成課程とは、1987(昭和62)年に施行された「社会福祉士・介護福祉士法(第30号)」第38条及び第44条の規定に基づき、社会福祉士会合福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則に定められた学校<sup>注1)</sup>の養成課程のことである。また、福祉系大学・短大における社会福祉士養成課程における専門教育は、表3.に示すように基本領域、方法技術、分野、実習・演習に分類され相互に関連させながら実施されている。

社会福祉専門職全体に言えることであるが、以上のような教育課程の中で、支援を必要とする人々の全面発達と生存権を保障し、生活構造の整備や社会生活能力すなわち広義のQOLの維持向上に貢献する資質が獲得されなければならない。社会福祉士に限定すれば、「個人や家族の力、家族・近隣の人々の協力だけでは解決困難な生活問題を担う個人・家族等を対象に、サービス利用者の人権を尊重し、社会資源を活用しつつ個人のウェルビーイング(人権の尊重・自己実現)を援助する<sup>2)</sup>」能力が養成されね

ばならない。そして、これらの教育課程の中で、幅広い学問の基礎に立った科学的で理論的な学び、単なる概念的な理解に偏らず個々の体験が普遍的な経験となり思想に深まっていくような人間的な学び、そして社会福祉の実践に結びつく知識と技術と価値を一体とする学びが強く求められている<sup>3)</sup>。知識学習と体験学習に重ね合わせながらの学習の重要性が示唆される。要するに、社会福祉専門家としての知識、技能、判断力の総合的能力(competency)と「専門的自己(professional self)」をいかに体得させるかが最大の課題となろう<sup>4)</sup>。

ところで、本稿で取り上げた余暇およびレクリエーションは、以上のような社会福祉専門職とりわけ社会福祉士の養成(=教育課程)においてどのように位置付けられているのであろうか。『社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事関係法令通知集』(社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事制度研究会監修:pp.3~312、第一法規、2002年)によると、社会福祉士養成の根拠は、10法令(法律1、政令1、省令8)と16回の通知に基づいている。まず、社会福祉士に関係する10法令をみると、「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について(昭和63年2月12日社庶第26号)」の『介護概

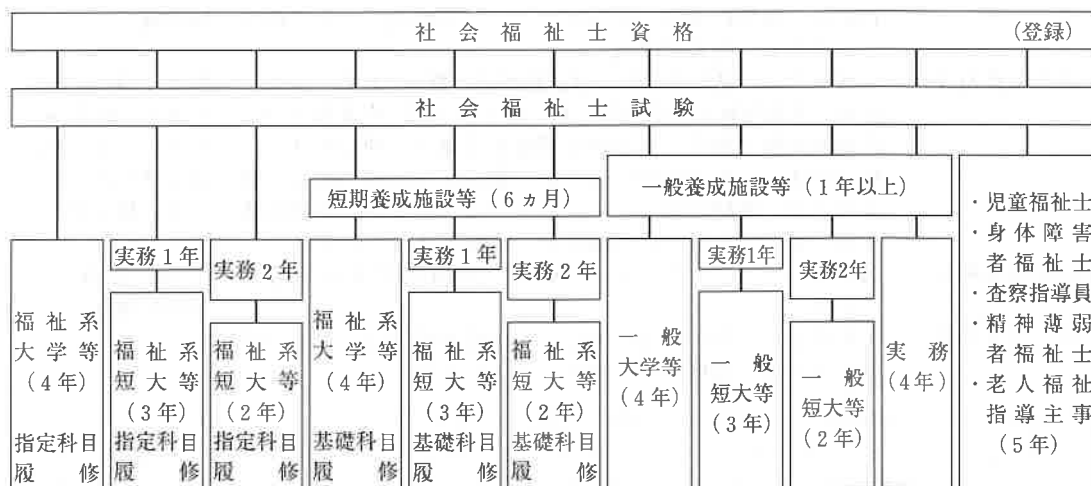


図1 社会福祉士の養成課程

引用：厚生統計協会：「国民の福祉の動向」、p.260、厚生統計協会、1995年

表2 社会福祉士養成施設等の指定基準

(省令：社会福祉士・介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則第5条・6条関係)

科目	時間数					
	社会福祉士短期養成施設等			社会福祉士一般養成施設等		
	面接授業	印刷教材 による授業	実 習	面接授業	印刷教材 による授業	実 習
社会福祉原論				6	162	
老人福祉論				6	162	
障害者福祉論				6	162	
児童福祉論				6	162	
社会保障論				6	162	
公的扶助論				3	81	
地域福祉論				3	81	
社会福祉援助技術論	12	324		12	324	
社会福祉援助技術演習	12	324		12	324	
社会福祉援助技術現場実習			90			90
社会福祉援助技術現場実習指導	5	120		5	120	
心理学				3	81	
社会学				3	81	
法学				3	81	
医学一般	6	162		6	162	
介護概論	3	81		3	81	
合 計	38	1,011	90	83	2,226	90

備考 1 指定施設において1年以上相談援助の業務に従事した後、入学し、又は入所する者については、社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導の履修を免除することができる。

2 精神保健福祉士法第7条第三号に規定する精神保険福祉士一般養成施設等を卒業した後、入学し、又は入所する者については、心理学、社会学及び法学の履修を免除することができる。

引用：社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事関係法令通知集、p.75、第一法規、2002年

論』の項に、「レクリエーション」という言葉の使用がみられる。(表4.参照)。

さて、以上の教育課程の学習効果を試されるのが、社会福祉士国家試験(以下、国家試験)である。国家試験は、1989(平成元)年に第1回が実施された。第1回～第5回までは、13科目に関する170問が出題されているが、第6回以降は、出題が見直され13科目から150問となっている。第11回から精神保健福祉士の国家試験の実施に伴い8科目が共通化(共通科目という)されることになった。試験時間は、午前(10時から11時55分)が共通科目8科目80問、午後(13時～15時55分)は専門科目5科目70問である。回答方式は、マークシートによる五者択一方式である。

国家試験は、『社会福祉士・介護福祉士・精神

保健福祉士国家試験基準・合格基準(平成14年7月5日細則第1号)』に基づいて作成、出題されている<sup>5)</sup>。その柱は以下の3点であり、出題基準は大・中・小項目に分類されている。

- ①出題基準は、あくまでも標準的な出題の範囲の事例であって、出題範囲を厳密に限定するものではなく、また、作問方法や表現等を拘束するものではない。
- ②出題基準公表後の法改正による制度の重要な変更等、出題基準にない事項であっても、社会福祉士として習得すべき事項については、出題することができる。
- ③関係学会等で学説として定まっていなかったものや、論議が分かれているものについては、その旨を配慮した出題を行う。

第1回と第2回の国家試験では、試験問題の

表3 専門教育の基準と例示科目 (1994年改定)

部門	内容	科目例示
基本領域	① 社会福祉教育のベースとなるもので、方法技術・分野など、他部門の教科を学ぶための基礎となるもの ② 全ての福祉系学校において、種別、レベルにかかわらず、必要な核となる教科 ③ 最低限の必修課目として必要なもの。	社会福祉原論 社会福祉史 社会福祉法制論 社会福祉政策論 社会福祉行財政論 社会保障論 社会福祉援助技術総論
方法技術	① 基本領域部門の教科を、より深めるための研究方法と方法技術の各論。 ② 各実践分野にわたる、直接援助および組織・地域・行政運営などに関する方法技術の各論。 ③ 介護に関する方法技術。	社会福祉援助技術各論 地域組織方法論 社会福祉計画論 社会福祉運営論 社会福祉施設論 社会福祉調査法 介護技術
分野	① 基本領域部門および方法技術部門の教材を、対象理解を通じ具体的な実践分野を介して深めるもの。 ② 社会福祉全分野および関連分野における対象・制度・実践の総合的アプローチを無いうとする教科。	家族福祉論 児童福祉論 老人福祉論 障害福祉論 地域福祉論 公的扶助論 医療福祉論 司法福祉論 女性福祉論 保健福祉論 国際福祉論
実習・演習	① 個別指導を伴う社会福祉の体験学習 ② 個人・家族・集団・地域への援助に関するフィールドワークを実施する科目、又は、フィールドにおける社会福祉調査実習。 ③ 社会福祉に関する演習、事例研究など。	社会福祉実習 社会福祉調査実習 社会福祉演習 社会福祉援助技術演習

引用：永岡正巳「社会福祉教育における実習の位置（三訂 社会福祉実習：宮田和明・川田誉音・米澤國吉・加藤幸雄・野口定久・柿本誠・石河久美子編集）」、p.7、中央法規、1998年

持ち帰りを認めていなかったため詳細は明らかではない。第3回目以降は出題内容が明らかになり、解説集などが発行された。表5.は、社会福祉士養成課程の授業科目<sup>6)</sup>である『介護概論』から出題された120問（第3回～第14回）である（中央法規出版の社会福祉士養成施設協議会編集『社会福祉国家試験解説集』参照）。また、過去の国家試験において「レクリエーション」という言葉が使用されたのは、表6.に示したように3問だけで、いずれも問題文に対する解答選択枝の項目内での使用であった。

なお、これまでの国家試験において、「余暇」に関連すると考えられる用語が使用された状況は、表7.に示すように9科目にわたっていることが確認された。また、表8.は、今後国家

試験において出題が予想される内容である。

## II 社会福祉士養成における余暇およびレクリエーション教育シラバス作成のための基礎的検討項目

社会福祉士養成における余暇およびレクリエーション教育の必要性は、第一に、他の職業と同様、国民としての義務と権利を遂行しながらの社会貢献の土台となる幅広い教養を培うという観点に基づくものであろう。また、以下のような社会福祉専門職に求められている4つの視点も重要な観点である。

1. 基盤である生活をより豊かな生活・快い暮らしにする視点
2. 豊かな生活・快い暮らしのための「社会

表4 『介護概論』という授業科目の内容とレクリエーションの記述

---

(1)介護の目標、機能及び範囲（6項目：詳細省略）
(2)介護技法（安全、快適、安寧、健康水準の低下予防）の基本
①住生活環境の安全管理（感染防止）
②排泄
③衣服の着脱
④入浴・身体の清潔と感染防止
⑤移動空間の確保
⑥健康習慣の維持
⑦体力の維持（運動と機能維持）
⑧自己達成と社会生活の維持（レクリエーションと学習等）
⑨療養時の対応
⑩介護家族への生活維持援助
⑪社会福祉用具
(3)介護関係維持のための技法（5項目：詳細省略）
(4)介護活動の場に有効な問題と技法（2項目：詳細省略）

---

資源」の理解と適性を判断する視点

3. 利用者が失った力（パワー）を回復していく（エンパワーメント）手段としての視点

4. 余暇の機能を社会福祉士(social worker)における専門的自己(professional self)の出発点として考え、余暇を土台とした新しい人間関係を保つ「社会的余暇」の視点  
 それでは、これらの視点を養うための余暇とレクリエーション教育は、どのような授業内容構成によって実現されるべきなのであろうか。今回は、具体的なシラバスを作成するために要求されるであろう基礎的な検討項目を、「社会福祉士養成施設等の指定科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等の指定科目の目標及び内容について（昭和63年各都道府県知事あて通知）」の記述を参考に整理してみた（以下、「昭和63年通知」という）。

ところで、教育（学生側からすれば学習）されるべき内容とは、情報を獲得するという事にとどまらず、学習者が意識や態度を獲得し、

行動として実践するまでの広義の行動成立にかかわる事柄と認識される。社会福祉士養成において「余暇およびレクリエーション」に関する授業が設定される場合にも、その内容構成は、(1)知識、(2)態度、(3)（狭義の）行動の3つの次元で整理することも一つの手法と考えられる。以下、3つの次元別に記述する。なお、大学等の教育機関における実施形態は一般的には講義・演習・実習であるが、その観点からの検討は次回に報告したい。

#### (1)知識レベル

昭和63年通知では、社会福祉士養成において余暇を扱うようには定めていない。レクリエーションについては、前述した『介護概論』において「自己達成と社会生活の維持（レクリエーションと学習等）」の学習プログラムとして位置付けられている。

余暇およびレクリエーションは、最終的には憲法第25条の生存権へつながる概念であるに違いない。しかし同時に、社会福祉士養成という観点からは、2つの立場を理解しておかねばならない。ひとつは、社会福祉士が社会福祉の専門職である前にひとりの人間であるという立場である。つまり、我々は皆、人間として人生の充実を図るための余暇とレクリエーションの概念を思考しつづける能力を養うべきなのである。社会人としていい仕事、いい人生を送る手段としての余暇およびレクリエーション行動を主体的に形成、実践する能力を養わなければならないということである。他方、社会福祉専門職としての社会福祉士の観点からは、職務の対象者（援助を求めている人々）の立場における「余暇とレクリエーション概念」を再考することが要求される。その時、前述したとおり、余暇およびレクリエーションが『介護概論』において「自己達成と社会生活の維持（レクリエーションと学習等）」の学習プログラムとして位置付けられていることに立ち戻らねばならない。つまり、介護される側にとって、この「自己達成」には、ベッドサイドの目標という意味があり、また、「社会生活の維持」は、施設外への

表5 介護概論（社会福祉士国家試験）における「余暇とレクリエーション」の出題

回数	番号	出題分野	回数	番号	出題分野
3	161	痴呆	9	141	介護従事者の家事援助
	162	排尿		142	介護に関連する用語
	163	じょくそう		143	老人訪問看護ステーション
	164	食事や脱水		144	高齢者の排泄
	165	介護福祉士の業務		145	老人ホームでの介護
	166	社会福祉士の対応		146	精神薄弱児の介護
	167	介護福祉士の対応		147	在宅介護
	168	片まひ患者の更衣		148	福祉用具
	169	寝たきりの病人		149	てんかん発作
	170	障害者の介護		150	高齢者に多い症状
4	161	老人の便秘	10	141	介護福祉士の業務
	162	痴呆症状		142	医療処置
	163	老人の機能回復訓練		143	医療関係者との連携
	164	虚弱な高齢者を苦痛がなく満足な状態に導く		144	介護技術
	165	体位変換		145	誤嚥
	166	治療処置時の介護		146	寝たきり老人の脱水症状
	167	老人に適した住環境		147	大腿骨頸部骨折
	168	介護・福祉機器		148	老人性難聴
	169	介護関係		149	便秘症予防
	170	介護福祉士の業務		150	進行性筋ジストロフィー
5	161	老年期の特徴	11	141	高齢者の運動目標やQOL向上
	162	老人に多い症状		142	社会福祉施設利用者の処遇
	163	介護実践の視点（レクリエーション）		143	高齢者に適した住環境の整備
	164	介護実践		144	要介護者の健康状態
	165	介護技術（レクリエーション）		145	応急手当
	166	片まひのある人の介護		146	片麻痺の方の衣類の脱着
	167	寝たきり状態の改善		147	介助・介護に関する用語
	168	救急処置		148	高齢者の終末期
	169	介護福祉士及び介護の業務		149	ケアチーム
	170	介護福祉士の態度		150	要介護者とのコミュニケーション
6	141	介護サービス	12	141	介護従事者の活動
	142	介護実践者		142	介護に関する用語
	143	介護記録		143	住居環境
	144	介護に関連する用語		144	高齢者の清潔
	145	長期滞在型の介護		145	移動
	146	介護サービス利用者とのコミュニケーション		146	寝たきり状態の介護
	147	介護サービスの利用者の安眠		147	高齢者の介護の原則
	148	車椅子介助		148	在宅介護
	149	視覚障害者のコミュニケーション		149	ケアチーム
	150	介護サービス利用者の住宅環境		150	特別養護老人ホーム
7	141	介護サービスにおける専門職	13	141	老年期の特徴
	142	高齢者の介護技法		142	コミュニケーション
	143	ねたきり老人の介護の方法		143	要介護者の食事と排泄
	144	右片麻痺のある人の衣服の交換		144	要介護者の住環境
	145	日常生活用具の種目と機能		145	片麻痺
	146	老人に関する介護		146	要介護度の高い人への介護
	147	ターミナルステージの介護		147	終末期ケア
	148	身体障害者療護施設の介護		148	介護従事者の他職種との連携
	149	視覚障害者への接し方		149	介護の原則と対応
	150	視覚障害者のコミュニケーション		150	介護保険法
8	141	介護における観察	14	141	介護従事者の専門性
	142	社会福祉士の対応		142	高齢者の難聴
	143	在宅ケア		143	排泄
	144	訪問看護ステーション		144	介護保険法による福祉用具の購入
	145	痴呆老人への対応		145	訪問介護員
	146	介護に関連する用語		146	痴呆高齢者
	147	高齢者の介護		147	終末期ケア
	148	高齢者の口腔ケア		148	高齢者の自立（レクリエーション）
	149	視覚障害者への接し方		149	感染症予防
	150	福祉施設の介護従事者の健康管理		150	介護技術

以下の参考資料に基づき作表した。

- 財団法人日本社会福祉士養成校協会編集：第3－5回社会福祉士国家試験解説集「介護概論」、pp.422－444
- 財団法人日本社会福祉士養成校協会編集：第6－8回社会福祉士国家試験解説集「介護概論」、pp.400－423
- 財団法人日本社会福祉士養成校協会編集：第9回社会福祉士国家試験解説集「介護概論」、pp.346－363
- 財団法人日本社会福祉士養成校協会編集：第10回社会福祉士国家試験解説集「介護概論」、pp.345－363
- 財団法人日本社会福祉士養成校協会編集：第11回社会福祉士国家試験解説集「介護概論」、pp.343－361
- 財団法人日本社会福祉士養成校協会編集：第12回社会福祉士国家試験解説集「介護概論」、pp.345－363
- 財団法人日本社会福祉士養成校協会編集：第13回社会福祉士国家試験解説集「介護概論」、pp.341－359
- 財団法人日本社会福祉士養成校協会編集：第14回社会福祉士国家試験解説集「介護概論」、pp.347－365

表6 社会福祉士国家試験における「レクリエーション」の出題

回数	問題番号	選択番号	問題
第5回	163	1 2 3 4 5 回答	次の組み合わせのうち、残されている能力をいかす介護実践の視点として適切でないものを一つ選びなさい。 食事-薬物使用の状態 コミュニケーション-表情・身振り 排泄-視聴覚機能 入浴-レクリエーション 衣服の脱着-姿勢
第5回	165	A B C D 組み合わせ 回答	介護技術の展開方法に関する次の記述のうち、適切でないものの組み合わせを一つ選びなさい。 残された能力の保持の面から、おむつの種類を変えてみることを提案した。 疥癬の発生子予防の面から、マットレスの消毒を定期的に行う方針を決めた。 体重減少が目立ち、食欲がない様子なので、レクリエーション・プログラムに積極的に参加させる方針を決めた。 ターミナル期と判断されたので、入院させる方針を決め、家族に安心するようにと励ました。 1 A・B 2 A・C 3 A・D 4 B・C 5 C・D
第14回	148	A B C D 組み合わせ 回答	高齢者の自立支援に関する次の記述のうち、適切なものに○、適切でないものに×をつけた場合、その組み合わせとして正しいものを選びなさい。 残存機能の活用は、身体的能力を高める効果はあっても、精神面への影響は期待できない。 障害があっても、福祉用具の活用や適切な介護指導により自立は促進される。 集団的なレクリエーションプログラムへの参加は、孤独感の回避となるので施設では入所者みんなに声をかけ、全員参加で行うのがよい。 生活範囲の拡大にとって、適切なおむつを選択し、利用することも有効である。 1 ○○×× 2 ○×○× 3 ○××○ 4 ×○○○ 5 ×○×○

引用：財団法人社旗福祉振興・試験センター：「試験問題検索システムFD（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士国家試験出題基準合格基準）」、財団法人社旗福祉振興・試験センター、2002年

希望を意味しているという認識である。この認識に基づく余暇およびレクリエーション学習がなされてこそ、社会福祉士の介護技法の基盤確立に役立つものと考えられる。いずれにしても、それらの実現のためには、余暇やレクリエーションを取り巻く社会的、経済的、政策的な課題を学ぶことが要求されることは言うまでもない。

次に、『介護概論』で扱うこととされる「健康維持のメカニズム」「健康習慣の獲得」「健康や生活の観察」とのかかわりで、余暇とレクリエーションの意義を再考する必要がある。たとえば、社会福祉関係者には、介護の需要-供給関係における健康概念にとどまらず、いわば介護されないためや介護されながらの健康概念について学習することが望まれる。余暇とレクリ

表7 社会福祉士国家試験出題基準における「余暇」関連用語

科目	大項目	中項目	小項目
社会福祉原論	社会福祉をめぐる我が国及び諸外国の動向	我が国の動向	①社会福祉基礎構造改革 ②措置と契約 ③女性福祉（婦人保護事業）、DV防止法（配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律） ④福祉文化
地域福祉論	現代社会と地域福祉	地域福祉の理念	①福祉のまちづくり ②ノーマラゼーション
	地域福祉の推進方法	人材の構成及びその動員法	①コミュニティワーク ②コミュニティオーガニゼーション ③ネットワークキング
心理学	人間の成長・発達と心理援助	発達段階と発達課題	①アタッチメント ②道徳と発達 ③アイデンティティの形成と再構築
	生活の場と心理援助	生活の場におけるストレスと行動	①ストレスとストレスサー ②ストレスマネジメント
	心理療法の考え方と方法	さまざまな心理療法	①ビリーフ・サイコ・セラピー ②動作療法 ③心理劇 ④エンカウンター ⑤遊戯療法 ⑥行動療法
社会学	社会変動と社会意識・生活の変化	福祉現場におけるセラピューティックアクティビティ	①音楽療法 ②動物・園芸療法
		生活の変化	①人口問題 ②生活構造 ③QOL（生活の質） ④ライフコース ⑤ライフサイクル ⑥生活時間 ⑦ジェンダー ⑧ボランティアリズム
法学	憲法	基本的人権	①人権の概念 ②自由権 ③幸福の追求 ④法の下での平等 ⑤参政権 ⑥社会権（生存権） ⑦基本的人権の尊重 ⑧自身の自由
医学一般	一般臨床医学の概要	医療の現状	①医療の概念 ②救急救命医療 ③QOL（生活の質）の維持 ④終末（期）医療 ⑤リハビリテーション医療 ⑥EBM（根拠に基づく医療）
障害者福祉論	現代社会と障害及び障害者	障害の概念	①障害の種類と国際分類 ②ADL・IADLとQOL（生活の質）
		障害者福祉理念の発達	①リハビリテーション ②ノーマラゼーション ③ソーシャルインクルージョン ④バリアフリー ⑤ユニバーサルデザイン
	障害者福祉に関する法の目的、対象およびサービスの体系と具体的内容	関連法による施策	①保健・医療 ②教育 ③雇用・就労 ④年金・手当及び経済的負担の軽減 ⑤住宅・生活環境
児童福祉論	児童のための地域および環境の整備と福祉	地域および住環境の整備	①児童健全育成施設 ②放課後児童健全育成事業
介護概論	介護の目標、機能及び範囲	介護の原則、目標、機能及び範囲 自立的な生活維持に対する需要と介護の役割 老人・障害者の生活上の需要と介護の役割 健康維持のメカニズム	①運動と機能維持 ①レクリエーションと学習
	介護技術の基本	住生活環境の安全管理 食事 排泄 衣服の着脱 入浴・身体の清潔と感染予防 移動空間の確保 健康習慣の獲得 体力の維持 自己達成と社会生活の維持 療養時の対応 緊急・事故時の対応 介護家族への生活維持援助 福祉用具の活用	
	介護関係維持のための技法	健康や生活の観察技法 コミュニケーションの技法 記録と情報の共有化の技法 介護専門職と医師・看護士・保健師等の専門職との連携のあり方 介護専門職とその他の福祉専門職との連携のあり方	

引用：財団法人社旗福祉振興・試験センター：「社会福祉士国家試験 試験科目別出題基準

（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士国家試験出題基準合格基準）」、pp.4-27、財団法人社旗福祉振興・試験センター、2002年



表8 今後のレクリエーション関連の出題予想

- ・レクリエーションとは、人々が自由に自分の意思のもとに、自己表現を図るためのものである。また、人間が豊かに充足して暮らすために必要なものである。
- ・レクリエーションの支援の目的には、「人間関係の保障」「人間の欲求を満たす」「生活の質の向上」の3つがある。
- ・人間の権利としては、誰もが平等にレクリエーション活動に参加する権利を持っている。「個人の幸福の追求の権利」を支援することである。
- ・福祉現場にレクリエーションが必要なのは、利用者の可能性を引き出すためである。
- ・人間の生きるための基礎である睡眠・食事・排泄を、快眠・快食・快便へ促進することが、介護とレクリエーションの関係である。
- ・適切なレクリエーションに導くためには、利用者のニーズと能力を知ることが大切である。

(『社会福祉士受験ワークブック』2003【専門科目】、社会福祉士受験ワークブック編集委員会(小椋喜一郎編集長)、pp177~178、中央法規出版、2002)

エーションの学習の中で健康概念の見直しが必要とされれば、憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活」のより具体的で深い理解を生むことが期待される。社会福祉士養成において、健康概念をいかなる教育内容構成として取り入れているかの実態は把握していないし、社会福祉士養成課程の全局面でアプローチされねばならぬ課題であることは確かであろう。しかし同時に、現代日本における健康概念は、健康日本21の基本理念として提示されている「ヘルスプロモーション<sup>7)</sup>」の概念に関して時間を費やすべきであろう。余暇とレクリエーション教育のプログラムとして設定することが場合、それは、社会福祉用語の「社会福祉制度の改善」「自己実現」「エンパワーメント<sup>12)</sup>」の概念にかなり類似すると考えられるからである。

ところで、昭和63年通知において、『心理学』が扱う内容として「乳児期・児童期・青年期・老年期等発達段階のそれぞれの時期に特有な身体的・心理的特徴を理解させる」ことが示されている。また、これに類似した内容として、『老人福祉論』では、「老人の身体的特徴や傷害」

を、『児童福祉論』では「児童の成長と発達」が提示されている。「余暇およびレクリエーション」に関する授業を設定した場合、これらの教育課題に対して補足的な説明を越え、現代的な心身発達の特徴論が可能になるものと考えられる。つまり、以上に示した心身特徴論は、どちらかといえば生物的ヒトに焦点を当てたものであり、生と死を結ぶ線を生命周期毎の区分で説明することに傾斜しやすいと思われる。これに対して、「余暇およびレクリエーション」に関する授業においては、余暇およびレクリエーション概念が時間的な概念であると同時に動的で活動的な概念であることから、生物学的生命周期を人間的なサイクルとして見直すことできよう。いわば活動的で主体的な生命・人生<sup>8)</sup>の概念を学ぶことになろう。それはまた、生物的存在としての人間の老化と社会参加という行動との間に強い相関が認められるように、人間にとっての余暇やレクリエーションの意義や機能に関する学習が究極的な生命の質を追求することになることに気づくであろう。このように、社会福祉の需要—供給関係においてのみ説かれてきた時間的・活動的概念としての余暇とレクリエーションが、実は社会福祉の需要者と供給者の両者に共通する「生活者」としての心身を知るに適した教材であることを認識できよう。消極的な休みにとどまらない積極的で広義の健康行動である休養<sup>9)</sup>のあり方を追求する糸口にもなる。もちろん、その際、社会福祉法制度における福祉サービス、権利としての余暇およびレクリエーションに関する法的知識の確認作業が行われねばならないことは言うまでもない。

## (2)態度レベル

活動としての余暇およびレクリエーションの一部ないしかなりの部分は、遊びを根本要素としている。ともあれ、余暇およびレクリエーションは、活動的生命体=生活者に対して生涯学習の効果を示すだけではない。生涯学習が真面目な行動で遊びが不真面目な行動ということではない。両者をバランスよく保持することが望まれるのが生活者なのである。たとえば、労働、

労働者としての社会福祉専門職の人間的な確立にとって、その対極概念として位置付けられてきた遊びの歴史の変遷と現代的意義を学び、遊びの意識、遊びの心を大切にすることを培う時間は必須であろう。社会福祉士を養成する側は、遊びを体感することから始めて遊びの意識、遊びの心を持ちつづける態度を育成することの重要性を再認識すべき時期にきているように思われる。つまり、現代（日本）における社会福祉の需要—供給関係が、旧来の人間関係を基底としたものから需要—供給関係の本来の意味すなわち経済的資源関係とも言うべきシステムとして機能し始めているからである。加えて、余暇やレクリエーションに対する意識、態度の学習は、社会福祉の現場にしばしば登場する“生きがい”とか“居がい”“役立ちがい”など<sup>11)</sup>の真意を理解するに役立つと推測されるが、詳細は別の機会に譲りたい。

余暇やレクリエーションに関する知的学習が憲法25条の理解につながるであろうことは前述したとおりであるが、余暇やレクリエーション行動によって「よりよい生活」「快い暮らし」をめざす意識と態度を育てることも期待される。つまり、社会福祉の需要者側と供給者側の両者にとっての「最低限度の生活」の中に、活動的に意味のないひまな時間や快い楽しい活動への欲求と機能をどれほど配分するかの主体性が育つはずなのである。そこには、社会福祉士養成課程での「余暇およびレクリエーション」に関する授業実践が、真の意味で「支援・援助者の基本姿勢<sup>12)</sup>」（利用者の自己実現）の土台を築き上げることが期待されるからである。

### (3)行動レベル

前述した知識・態度を養う方法として、次のテーマから余暇とレクリエーション実践を試みる。

#### ① 支援・援助をするための方法

まず、支援・援助を必要としている人を理解すると同時にその地域を知ることが「社会資源の理解と適性の判断」に展開する。その地域を散策し、伝統的な生活文化や芸能に触れることが専門職である前にひとりの人間であるという

立場に振り返らせてくれるのではないだろうか。本学は、西日本に生殖する「ヤマユリ」と日本に生殖する「ササユリ」が混在して生殖する学術的にも貴重な場所に位置している。また、江戸時代から続く日本の伝統芸能「薪能(能と狂言)」が地域で受け継がれている。そこで使われる衣装は国の重要文化財にも指定されている。

また、相談業務を主とする社会福祉士にとってサービス利用者とコミュニケーションを図ることは永遠の課題といえるだろう。そこで、コミュニケーション・ワークの技術<sup>注4)</sup>を習得する。同時に、この技術の応用は、レクリエーションプログラムを展開する導入部分に活用されることが多くある。

レクリエーション場面で多く用いられるコミュニケーション・ワークには、2つの考え方がある。自分が相手（他者）との関わり合いをつくるための働きかけである「ホスピタリティー」と他者と他者を結びつけるための働きかけである「アイスブレイク」がある。この考え方をういた技術を「ホスピタリティー・トレーニング」と「アイスブレイキング」と呼んでいる。これらを用いて「相手に対して自分を開き、受け入れていく」<sup>13)</sup> 接遇を体験する。

ここでは、社会福祉専門職として職務の対象者（援助を求めている人々）の立場を理解するための一歩となる。同時に、対象者の社会生活を維持するということは、社会の人々（他者と他者）の関わりを結びつける役割を担うことになる。

#### ② レクリエーションプログラムの展開の方法

社会福祉士をめざす学生には、幅広い教養と専門職としてその専門性を活かして働いてほしい。しかし、めまぐるしい社会福祉の変化やそれに対応する専門知識を磨いていくことは大変な努力が必要である。そこで、生涯学習の概念を学ぶと共にニュースポーツ（実技）を手段として「いつでも・どこでも・だれとでも」を体験する。ニュースポーツは、歴史の新しいスポーツという意味ではなく「いつでも・どこでも・だれとでも」行えるように発展したスポーツで

ある<sup>15)</sup>。つまり、遊びの歴史の変遷と現代的意義を学び、遊びの意識、遊びの心を大切にすることを培う時間となるだろう。同時に、余暇を土台とした新しい人間関係を保つ「社会的余暇」の視点を養う機会としたい。具体的なニュースポーツとして、本学の所在地である新城市で生まれた「ドッチビー（柔らかいフライングディスクを使用したドッチボール）」と静岡県で生まれた「ベタボード（スティックを使用した小型のカーリング）」の2種目を取り上げる。ニュースポーツを題材に対象者や環境に合わせた工夫が「利用者が失った力（パワー）を回復していく（エンパワメント）可能性」を探る視点を養うきっかけとなると考える。

つぎに障害者の生活をより豊かな生活・心地よい暮らしにする視点を養うために障害者の余暇活動について考える。「障害者支援費制度」が2003（平成15）年4月から施行される。この制度を利用した障害者の余暇活動の自立を模索する。また、「障害があるからできない」ではなく「どうしたらできるのか」を工夫するオリジナリティーを磨く機会としたい。障害者の余暇活動の成功例として蒲郡市を拠点とするヨットエイドジャパン東海の活動がある。障害者と公共交通機関で移動し「ヨット」に乗る体験は、専門職としての知識・態度を最大限活用し利用者の自己達成に関わることになるだろう。同時に、知識と現実を目の当たりにすることになる。

### ③ 社会資源の活用の方法

豊かな生活・心地よい暮らしをするために、わたしたちが生活する「まち」に注目する。毎日、通る道をいろいろな立場の視線で歩いてみる体験をする。このような体験学習は、学内で他教化でも行われているだろう。しかし、「余暇とレクリエーション」においては生活する「まち」であることが大前提である。愛知県では、1996（平成7）年に「人にやさしい街づくり推進に関する条例」が制定され福祉のまちづくりが条例かされた。この計画の一環として「人にやさしい街づくりアドバイザー」の育成が行われている。育成プログラムを参考にまちづくり

に関わる「社会資源」の活用の実践例を学びその情報の再発信のための条件の整理を試みる。

また、バリアフリーとノーマライゼーションの考え方を基準に外出のバリア（障壁）を考える。学生自身が障害をもつ人やその介助者、幼い子どもを乗せたベビーカー、杖歩行者等の社会的弱者の立場でまちを検証する。学生は、ハード面だけではなくソフト面のバリア（心の障壁）を実感することになるだろう。この検証を通して安全に外出の楽しさを満喫できるまちづくりをシュミレーションする。

本研究では、シラバス作成の基礎的研究を目的として、社会福祉士養成課程における「余暇とレクリエーション」教育の内容を(1)知識、(2)態度、(3)（狭義の）行動の3つの次元で整理と提案を試みた。先輩諸兄のご意見を頂きながら、今後は、大学教育等の教育機関における実施形態に基づき講義・演習・実技・実習の観点からの検討をする。

### 【引用文献】

- 1) 社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事制度研究会監修：「社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事関係法令通知集」、p.4、第一法規、2002
- 2) 高橋重宏：「ソーシャルワーカーと専門援助活動（社会福祉援助技術論Ⅰ）」、p.37、中央法規、2001
- 3) 永岡正巳：「社会福祉における実習の位置（三訂社会福祉実習 宮田和明他）」、p.4、中央法規、2001
- 5) 財団法人社会福祉振興・試験センター：「社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士国家試験基準・合格基準」、p.3、財団法人社会福祉振興・試験センター、2002
- 11) 千葉和夫：「レクリエーションの基本的理解（最新介護福祉全書⑦ レクリエーション援助）」、p.12、メジカルフレンド社、1998
- 12) 伊藤美佳子・長瀬修・平野香：「支援・援助をめざす人たちの基本姿勢」、p.6、一ツ橋出版、2002年
- 13) 宇田川光雄・金井省吾：「コミュニケーションワーク（やさしいレクリエーション実践（財）レクリエーション協会）」、pp.152~182、（財）日本レクリエーション協会

### 【参考文献】

- 4) マリオン・ボーゴ、高橋重広：「トロトン大学大

学院におけるCBE（専門家として必要とされる技能の要素を基盤とした教育）の最近の発展～コンベンテンシー要素・技能、評価表を中心に～」、社会福祉研究第51号、1991

- 6) 社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事制度研究会監修：「社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事関係法令通知集」、pp. 3～312、第一法規、2002
- 7) 島ノ内憲夫：「21世紀のヘルスプロモーション」、公衆衛生、第46巻第2号、pp. 30～38、医学書院、2002
- 8) 新井野洋一・佐多直温・岡本浄実他：「高齢者の保健行動プロセスに関する研究(1)～5年間の体力チェック調査から～」、愛知大学体育学論叢第8号、pp. 17～57、1999
- 9) 新井野洋一・岡本浄実：「健康づくりにおける休養政策・施策の現状と課題」、愛知大学体育学論叢第6号、pp. 1～10、1997
- 10) 木谷宣弘：「レクリエーションに関わる法体系と行政施策（福祉レクリエーションシリーズⅠ福祉レクリエーション総論第1部第3章）」、pp. 35～58、(財)日本レクリエーション協会、

### 【注】

注1) 学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）

第1条に規定する学校及びこれに布設される同法第28条の2に規定する専修学校又は同法83条に規定する各種学校をいう。

- 注2) エンパワメントとは、問題を抱えたために、利用者が失ってしまった力（パワー）を回復していく援助方法であり、その根底には、「自立援助の倫理観」が存在している（引用：新版社会福祉養成講座8、社会福祉援助技術論Ⅰ、p. 66、中央法規、2001）。
- 注3) 1946年日本国憲法（以下、日本国憲法）第25条で明記された。憲法では、「国民の生存権、国の保障義務」として次のように定められた。『第25条、①全ての国民は、健康的で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。』
- 注4) 参加者が気持ちよく参加できるように支援者としての対応の仕方や表現力を磨く機会とする。そのために必要なことは、相手を受け入れることが大切である。言い換えれば、「人との出会いからかかわりあい」が促進され、関係が継続していくように働きかける技術をコミュニケーションワークという。